

組合員の皆様へ

昨年末までの組合でのレシートでの領収書に關しまして全ての項目に対して10%の課税になっており項目により非課税部分があります。

健康保険料・労災保険料部分は非課税になりそれ以外の物は（加入金・各種手数料・各種事務費・物品販売）課税になります。

申告時期ではありますがご迷惑をお掛けしますがよろしく願いします。